

## 公立大学法人 都留文科大学 退職手当金額の訴訟について

佐賀大学が退職金減額の訴訟裁判の中、下記大学法人の裁判において、「減額は違法」との判決が下されました。

法人名：公立大学法人 都留文科大学

裁判所が違法と判断したポイントを以下に列挙します。

- 法人は法人化以後も多額の利益を計上していたこと
- 退職金を引き下げる経営上の必要性がないこと
- 退職手当規定に教職員への説明がないまま、減額の規定を挿入したこと
- 労働契約法や労働基準法の手続きを経ることなく、進められたこと

大学法人側はこの判決を不服として控訴しています。

数少ない貴重な判決内容でありますので、ここにご紹介致します。

[http://www.san-tama.com/sp/topics/detail.php?topic\\_id=160](http://www.san-tama.com/sp/topics/detail.php?topic_id=160)

(文責：富重)